

## 客観要件確認シートの使用上の注意（2）

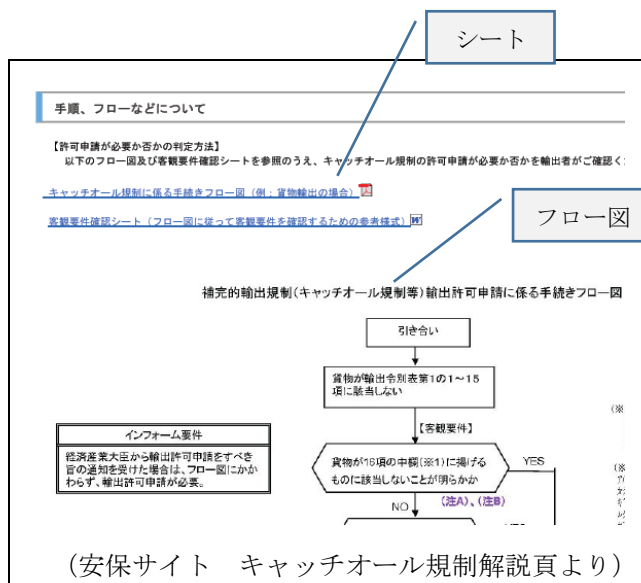
### 1. はじめに

7月3日の本欄は表題シートについて「そのまま社内の審査票に用いること」への注意喚起を致しました。（「実務上の障碍あり」と）

実はもう1つ、ご使用に当たって注意いただきたいことがあります。御存知の方も多いとは思いますが、念のため文字にしておこうというのが本稿の趣旨です。

その注意事項とは、この《シート》と《大量破壊兵器おそれる省令》の間に1か所だけ齟齬があるということです。といっても致命的というほどのレベルではありません。殆どの案件では判断に差が生じませんし、差が生ずるケースにしても「本来は要許可案件なのを許可不要と誤まる」わけではないからです。（詳しくは4節参照）

乖離の内容を理解し、落ち着いて審査することが求められますが、そのツボさえわかっているれば大丈夫です。本稿がそのための一助になれば幸いです。



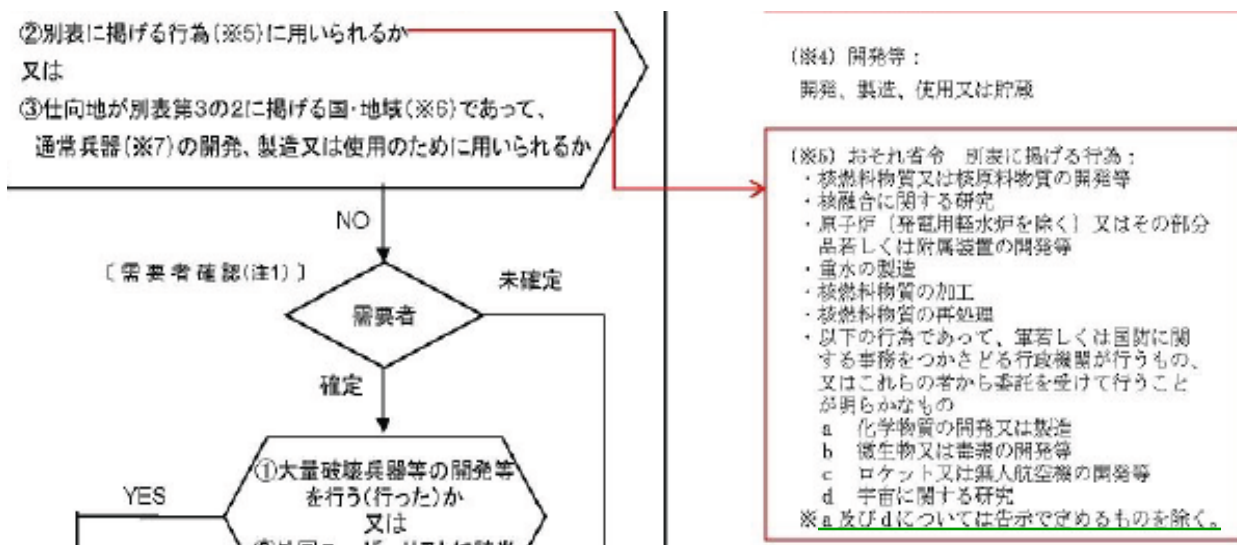
### 2. 齟齬の箇所

それは省令別表の六号です。

省令別表六号	《シート》										
<p>化学物質の開発若しくは製造（<u>経済産業大臣が告示で定めるものを除く。</u>）、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機（本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであってその射程若しくは航続距離が300 km以上のものを除く。）の開発等又は<u>宇宙に関する研究（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）</u>であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。</p>	<p><b>3-3. 大量破壊兵器等補完規制に係る「用途」確認リスト（抜粋）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表行為</th> <th>⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td><u>化学物質の開発若しくは製造</u></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td><u>宇宙に関する研究</u></td> </tr> </tbody> </table>	別表行為	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	a	<u>化学物質の開発若しくは製造</u>	b	微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵	c	ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	d	<u>宇宙に関する研究</u>
別表行為	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの										
a	<u>化学物質の開発若しくは製造</u>										
b	微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵										
c	ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵										
d	<u>宇宙に関する研究</u>										

省令下線部には「告示で定めるものを除く」の括弧書きがありますが《シート》にはこれが反映されていないのです。（「告示」の内容は3節参照）

勿論《フロー図》に「告示で定めるものを除く」はきちんと反映されています。



### 3. 「告示で定めるもの」とは何か

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれが ある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究

一 経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造とは、化学物質の開発又は製造であって、次のいずれにも該当しないことが明らかなものをいう。

- 1 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の3の項(1)の中欄に掲げる貨物又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)別表に掲げる物質の開発又は製造
- 2 農薬(殺菌剤を含む。)、肥料又は殺虫剤の開発又は製造

二 経済産業大臣が告示で定める宇宙に関する研究とは、宇宙に関する研究であって、専ら天文学に関するものであることが明らかなものをいう。

本告示一号の**典型例**としては、**陸軍病院や軍医大学における医薬品の研究**が挙げられます。ところが《シート》では「告示の用途」か否かを考慮していないので、たとえ医薬品開発のための購入であっても「問題あり」ということになってしまうわけです。

#### 4. なぜそれが致命的な問題でないのか

理由は3つあります。

第1は、この齟齬で生ずるのが「本来は許可不要なのに、あたかも要許可に見えてしまう」ことだからです。もし反対に「本来は要許可なのに、許可不要に見えてしまう」ようであれば大変だったでしょうが。

第2に、たとえ《シート》上で「問題あり」の結論になっても、それは最終結論を意味しないからです。《シート》が述べているのは

輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

ということであり、どこにも「大臣許可を取りなさい」とは書いてないのです。

つまり

《シート》の結論が「許可申請不要」の場合は、文字通り申請不要と理解してよい。但し結論が「社内規程に従い必要な対応を」の場合は、簡単に申請不要とは言い切れないので「社内規程に則って慎重に判断せよ」

ということなのです。

第3はこの《シート》の位置づけです。HP上に銘打たれているようにこれはただの「参考様式」にすぎません。

そしてさらにここから読み取れることが3つあります。

第1は、この《シート》の基本性格が「慎重審査を要する案件をよりわかるためのスクリーニング用」のものであるということです。記入結果が「許可申請不要」でないとしてもそれは「要許可」ではなく「要慎重審査」を意味するからです。

第2は、この《シート》をそのままコピーして社内の審査票書式（最終判断用）に使うと法令とは異なる審査結果になる可能性があるということです。

第3は、その輸出が「許可申請不要」である旨を外部（例えば税関）へ説明する資料としては有用だということです。なぜなら、もし記入結果が「許可申請不要」の場合は、その結論は法令上も正しいわけですから。

以上を御理解の上、みなさんが「適切な審査」をなさるためこの《シート》を有効に活用されることを祈念いたします。